

ライフローン

令和6年1月16日現在適用中

商品名	ライフローン(旧:さんきょうライフローン500)
項目	内 容
ご利用いただける方	<p>ご利用いただける方は、次のすべての条件に該当する者となります。</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ②(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ③申込時年齢が満20歳以上である者 ④安定継続した収入がある者 ⑤日本国籍を有する者または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者であること ⑥信用上問題がない者(※) ⑦意思無能力者に該当しない者 ⑧反社会的勢力に該当しない者</p> <p>※次の事実が判明している者は、対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮差押・差押を受けた者、競売の開始決定があった者、または破産・再生手続開始の申立があった者 ・租税公課を滞納して督促を受けた者、または保全差押を受けた者 ・支払いを停止した者 ・手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった者 ・延滞債務のある者 ・著しく信用を失墜した者
お使いみち	<p>健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの</p> <p>①申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする資金</p> <p>※申込日時時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>②申込人が①を用途として自信用金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローン(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>※基金保証付フリーローンを除く</p> <p>③申込人が自信用金庫から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金(当座貸越型消費者ローンを解約する場合に限る)</p> <p>※他金融機関から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金は対象外</p>
対象外となるお使いみち	<p>【株式取得資金】 自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含まれます</p> <p>【投機的な性格の資金】 ギャンブル等に用いられる資金、相場の変動を利用して利益を得ることを目的とした取引(暗号資産の購入等)も含まれます</p> <p>【税金支払資金】 例外として、当庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします</p> <p>【転貸資金】 申込人から第三者への転貸資金</p> <p>【旧償返済資金】 上記「(お使いみち②③)」に該当するものは除きます</p>
ご融資金額	500万円以内
ご利用期間	3ヵ月以上10年以内
ご融資方法	証書貸付
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済(元金返済据置期間は6ヵ月以内) ※保証金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可
保証人・担保	(一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません
お支払方法	可能な限り振込
保証料	(一社)しんきん保証基金所定の保証料を毎月のご返済日にお支払いいただきます なお保証料は毎月のご返済金に含まれます
苦情処理措置、紛争解決措置	<p>□苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター(0120-088-918、受付時間9:00~17:00)にお申し出ください。</p> <p>□紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所(03-3517-5825)、受付時間9:00~17:00)にお申し出下さい。 また、お客様から上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
その他	<p>【保証金額100万円以下の資金使途確認書類】 (一社)しんきん保証基金の共通保証基準のほか、パンフレット・当庫による聴取メモも可</p>